

手順書:動脈血液ガス分析関連

23. 橋骨動脈ラインの確保(3)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(呼吸状態、努力呼吸の有無、チアノーゼ等)及び検査結果(動脈血液ガス分析、経皮的動脈血酸素飽和度(SpO₂)等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、経皮的に橋骨動脈から穿刺し、内套針に動脈血の逆流を確認後に針を進め、最終的に外套のカニューレのみを動脈内に押し込め留置する

【手順書の対象となる患者】

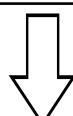
- 1. 何らかの原因で経皮的酸素飽和度SpO₂が適切に測定できない
- 2. 酸素化の悪化が疑われる
- 3. 二酸化炭素濃度の高値が疑われる
- 4. 重篤な酸塩基平衡障害(代謝性アシドーシスなど)が疑われる
- 5. 呼吸回数の増加、異常呼吸、チアノーゼを認めている
- 6. 頻回の採血が必要とされる
- 7. 持続的な血圧モニタリングが必要とされる



*いざれかに該当した場合、手順書の対象患者となる

【患者の病状の範囲】

- 1. 出血傾向がない
- 2. 著しい末梢循環不全の徴候がない(微弱な動脈触知など)
- 3. 担当医から穿刺禁の指示がない



*すべてに該当した場合、手順書の範囲内となる

*病状の範囲外の場合には、担当医の院内PHSに連絡する。

【診療の補助の内容】

1. 橋骨動脈ラインの確保
(実施内容:橋骨動脈による動脈ライン確保、必要に応じてエコーアルゴリズムで実施)



*特定看護師に代理オーダーの権限はありません

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識レベルの変化がない
- バイタルサインの悪化がない
- 穿刺部位の出血や血腫がない



*上記内容に異常を認めれば、担当医の院内PHSに連絡する。

【特定行為実施後の報告について】

1. 担当医へ特定行為実施についての報告
2. 実施内容とアセスメントについて診療記録への記載

【医療の安全を確保するために医師、歯科医師との連絡が必要になった場合の連絡体制】

1. 安全な医療を提供するために、必要時には報告、連絡、相談を行う。
2. インシデント、アクシデントに関連した事案について、担当医、指導医、医療安全室に報告する。
3. 土日、祝日、夜間に關しては、担当医もしくは当直医へ報告する。